

魚津市告示第109号

魚津市特許等取得支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津市特許等取得支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市特許等取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業及び者をいう。

(2) 特許等 特許庁所管の特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、市内の中小企業等の事業競争力向上を支援し、もって地域経済の発展に寄与するため、市内の中小企業等が特許等の新規取得出願に要した経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は市内の中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を営む者

(2) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、特許等の新規取得出願に係る弁理士費用とする。

(助成率及び限度額)

第6条 助成率は、助成対象経費の4分の1とし、限度額は20万円とする。  
なお、算定した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特許等の出願後3か月以内に、魚津市特許等取得支援事業助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付可否の決定及び額の確定について、魚津市特許等取得支援事業助成金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付回数の上限)

第9条 助成金の交付は、1申請者につき当該年度ごとに1回限りとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱の廃止)

3 魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱(平成17年魚津市告示第76号)は、廃止する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地  
事業所名  
代表者名  
E-mail

年度魚津市特許等取得支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

年度において、魚津市特許等取得支援事業助成金の交付を受けたいので、魚津市特許等取得支援事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

申請額 円

関係書類

- (1) 事業成績書（様式第 1 号付表）
- (2) 市税等完納要件確認同意書
- (3) 助成対象経費の内訳が分かる書類
- (4) 助成対象経費の支払いを証する書類
- (5) 出願を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号付表（第 7 条関係）

## 事業成績書

事業名	特許等取得支援事業
事業内容・目的	

### 事業収支決算

項目	決算額（円）	摘要
(収入)		
計		
(支出)		
計		

【備考】

様式第 2 号（第 8 条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名

魚津市特許等取得支援事業助成金交付（不交付）決定通知書兼  
額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、次のとおり決  
定したので、魚津市特許等取得支援事業助成金交付要綱第 8 条の規定により  
通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

交付決定額 円  
確 定 額 円

2 交付しません。

交付しない理由